

1. 商品名	七十七特別福祉定期預金
2. 販売対象	別紙の各種年金または各種手当を当行で受給されている個人 (新規に受給される方も対象となります) ただし、当該年金または手当を当行で受給されていない方でも、七十七特別福祉定期預金(または福祉定期預金)を当行で作成していた方は、七十七特別福祉定期預金(または福祉定期預金)の元金を限度として書替は可能です
3. 預入期間	1年
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上300万円以下 ・1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・スーパー定期1年ものの店頭表示利率に年0.05%を上乗せした利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とし、1年を365日とした日割計算とします ・源泉分離課税(源泉徴収:税率20.315%)(復興特別所得税を含みます)
7. 取扱店	全営業店(日本橋支店、名古屋支店、大阪支店は除きます)
8. 手数料	—————
9. 付加できる 特約事項	マル優の取扱いができます
10. 中途解約時 の取扱い	満期日前に解約する場合は、「預入日から解約日の前日までの日数」について次の「預入期間に応じた利率」により計算した利息とともに払戻します ① 6ヵ月未満 … 解約日における普通預金の利率 ② 6ヵ月以上1年未満 … 約定利率×50%
11. リスクに関する 重要事項	預金保険の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます
12. 当行が契約して いる指定紛争 解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
13. その他参考 となる事項	・総合口座および自動継続の取扱いはできません ・証書式のみが取扱いとなります ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・期間を限定して取扱いますので、取扱期間については窓口でお問い合わせください ・金利については窓口でお問い合わせください

(別 紙 1)	七十七特別福祉定期預金をご利用いただける方	
	ご利用いただける方および根拠法	窓口へご提示いただく証書
国民年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者 「国民年金法」	国民年金証書または 国民年金・厚生年金保険年金証書
(旧)国民年金	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者 (※) 母子年金受給者 (※) 準母子年金受給者 (※) 遺児年金受給者 (※) 「国民年金法等改正法」 ----- 老齢特別給付金受給者 「厚生年金保険法等改正法」	国民年金証書 国民年金証書
(旧)厚生年金(船員保険を含む)	障害年金受給者 (※) 遺族年金受給者 (※) 通算遺族年金受給者 (※) 特例遺族年金受給者 (※) 寡婦年金受給者 (※) 鰥夫年金受給者 (※) 遺児年金受給者 (※) 「国民年金法等改正法」	厚生年金保険年金証書または 船員保険年金証書
※印の年金は、支払事由発生日が昭和61年3月31日以前のものです		

(別 紙 2)

七十七特別福祉定期預金をご利用いただける方

	ご利用いただける方および根拠法	窓口へご提示いただく証書
共 済 年 金	障害年金受給者 (※) 遺族年金受給者 (※) 通算遺族年金受給者 (※) 「国家公務員等共済組合法等改正法」 「(旧) 国家公務員共済組合法」 「(旧) 公共企業体職員等共済組合法」 「地方公務員等共済組合法等改正法」 「(旧) 市町村職員共済組合法」 「私立学校教職員共済組合法等改正法」 「農林漁業団体職員共済組合法改正法」	次のいずれかの証書 国家公務員 (等) 共済組合年金証書 日本電信電話共済組合年金証書 日本鉄道共済組合年金証書 日本たばこ産業共済組合年金証書 地方公務員共済組合年金証書 私立学校教職員共済組合年金証書 農林漁業団体職員共済組合年金証書
各 種 手 当	児童扶養手当受給者 「児童扶養手当法」 ----- 特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」 ----- 医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保健手当受給者 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」	児童扶養手当証書 ----- 特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書 ----- 医療特別手当証書 特別手当証書 健康管理手当証書 保健手当証書

※印の年金は、支払事由発生日が昭和 6 1 年 3 月 3 1 日以前のものです